

改正

平成18年 3 月24日 条例第290号

平成19年 6 月25日 条例第28号

平成19年12月26日 条例第41号

平成21年 9 月30日 条例第39号

平成21年12月22日 条例第53号

平成22年 3 月26日 条例第17号

平成22年12月21日 条例第49号

平成23年 7 月 8 日 条例第17号

平成23年 9 月27日 条例第21号

平成25年 6 月27日 条例第30号

平成25年12月20日 条例第62号

平成26年 9 月26日 条例第32号

平成27年 3 月27日 条例第25号

平成27年 6 月25日 条例第34号

平成29年 3 月28日 条例第 9 号

平成30年 3 月30日 条例第25号

令和元年 9 月27日 条例第12号

令和 2 年 7 月 2 日 条例第24号

令和 2 年12月23日 条例第38号

令和 3 年 3 月22日 条例第13号

令和 3 年 7 月 1 日 条例第22号

令和 6 年 3 月21日 条例第20号

令和 6 年 7 月 3 日 条例第32号

令和 7 年 7 月 2 日 条例第27号

令和 8 年 3 月26日 条例第19号

令和 8 年 7 月 1 日 条例第31号

(趣旨)

**第1条** この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項の規定に基づき、津市運動施設（以下「運動施設」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

**第2条** 住民のスポーツの振興及びレクリエーションの増進を図るため、運動施設を設置する。

(名称及び位置)

**第3条** 運動施設の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

(使用の許可)

**第4条** 運動施設を使用しようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長の許可（以下「使用許可」という。）を受けなければならない。

2 市長は、運動施設の管理上必要があるときは、使用許可に条件を付することができる。

(使用の制限)

**第5条** 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は風俗を乱すおそれのあるとき。
- (2) 施設、設備器具等を損傷し、又は滅失するおそれのあるとき。
- (3) その他管理上支障を来すおそれのあるとき。

(使用料)

**第6条** 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第2から別表第30までに定める使用料をあらかじめ納付しなければならない。ただし、やむを得ない事情により使用料を前納できないときは、市長の承認を受けて使用後に納付することができる。

(使用料の減免)

**第7条** 市長は、前条の規定にかかわらず、国及び地方公共団体並びにそれらの機関その他公共的団体等が使用する場合で、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

**第8条** 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者の責めによらない理由により使用することができないとき。
- (2) 使用しようとする日の7日前までに使用許可の取消しを届け出たとき。

(権利譲渡等の禁止)

**第9条** 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

**第10条** 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用を停止し、又は使用許可を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により使用許可を受けたとき。
- (2) 許可を受けた目的に反して、施設及び設備器具を使用したとき。
- (3) 第5条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (4) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

2 前項の場合において、使用者に損害が生じても、本市は、その責めを負わない。

(特別の設備)

**第11条** 使用者は、運動施設に特別の設備を設置しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(原状回復の義務)

**第12条** 使用者は、施設及び設備器具の使用を終えたとき、又は使用を停止されたとき、若しくは使用許可を取り消されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

**第13条** 使用者その他運動施設を利用する者（以下「使用者等」という。）が、故意又は過失により施設、設備器具等を損傷し、又は滅失したときは、市長の定める額を賠償しなければならない。

(使用者等に対する指示)

**第14条** 市長は、運動施設の管理上必要があるときは、使用者等に対し指示をすることができる。

(指定管理者による管理)

**第15条** 次に掲げる運動施設（以下「津市安濃中央総合公園内体育館等」という。）の管理は、法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせるものとする。この場合において、津市安濃中央総合公園内体育館等の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

- (1) 津市安濃中央総合公園内体育館
- (2) 津市古道公園内テニスコート
- (3) 津市古河公園内テニスコート
- (4) 津市民テニスコート

- (5) 津市安濃中央総合公園内テニスコート
  - (6) 津球場公園内野球場
  - (7) 津市北部運動広場
  - (8) 津市西部運動広場
  - (9) 津市乙部公園内運動広場
  - (10) 津市南部緑地公園内運動広場
  - (11) 津市安濃中央総合公園内野球場
  - (12) 津市安濃中央総合公園内多目的グラウンド
  - (13) 津市安濃グラウンド
  - (14) 津市安濃中央総合公園内フットサルコート
  - (15) 津市海浜公園内陸上競技場
  - (16) 津市三重武道館弓道遠的場
- (指定管理者が行う業務)

**第16条** 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 津市安濃中央総合公園内体育館等の使用の許可に関する業務
  - (2) 津市安濃中央総合公園内体育館等の施設、設備器具等の維持管理に関する業務
  - (3) その他市長が必要と認める業務
- (指定管理者が行う管理の基準)

**第17条** 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い津市安濃中央総合公園内体育館等の管理を行わなければならない。

(指定管理者の指定の申請)

**第18条** 指定管理者の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める申請書に次に掲げる書類を添えて、当該指定について市長に申請しなければならない。

- (1) 津市安濃中央総合公園内体育館等の管理に係る事業計画書
- (2) 津市安濃中央総合公園内体育館等の管理に係る収支計画書
- (3) 申請者の経営状況を説明する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(指定管理者の指定)

**第19条** 市長は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準によって当該申請の内容を総合的に審査した上、指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しな

ければならない。

- (1) 津市安濃中央総合公園内体育館等の運営に関し、住民の平等利用を確保することができる者であること。
- (2) 津市安濃中央総合公園内体育館等の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減を図ることができる者であること。
- (3) 津市安濃中央総合公園内体育館等の管理を適確に遂行するに足る物的能力及び人的能力を有している者であること。

(事業報告書の作成及び提出)

**第20条** 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

- (1) 津市安濃中央総合公園内体育館等の管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 利用料金の収入の実績
- (3) 津市安濃中央総合公園内体育館等の管理に係る経費の収支状況
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、年度の中途において第22条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に前項の事業報告書を提出しなければならない。

(業務報告の聴取等)

**第21条** 市長は、津市安濃中央総合公園内体育館等の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し、定期に若しくは必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

**第22条** 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により、指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、本市は、その責めを負わない。

(指定管理者の原状回復の義務)

**第23条** 指定管理者は、その指定の期間が終了したとき、又は前条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その

管理しなくなった施設、設備器具等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(指定管理者に管理を行わせる場合における規定の適用)

**第24条** 第15条の規定により指定管理者に津市安濃中央総合公園内体育館等の管理を行わせる場合における第4条から第8条まで、第10条第1項、第11条及び第14条の規定の適用については、第4条及び第5条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第6条の見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条中「別表第2から別表第30までに定める使用料をあらかじめ」とあるのは「別表第33から別表第39まで及び別表第40から別表第47までに定める利用料金にあつてはあらかじめ、別表第39の2に定める利用料金にあつては使用を終えた際に」と、同条ただし書中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、第7条の見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、第8条（見出しを含む。）中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第10条第1項、第11条及び第14条中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(委任)

**第25条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に合併前の津市運動施設の設置及び管理に関する条例（昭和54年津市条例第20号）、久居市都市公園条例（昭和51年久居市条例第9号）、久居市運動施設の設置及び管理に関する条例（昭和58年久居市条例第29号）、久居市中央スポーツ公園の設置及び管理に関する条例（平成2年久居市条例第15号）、河芸町体育施設の設置及び管理に関する条例（昭和56年河芸町条例第26号）、芸濃町総合文化センター設置及び管理に関する条例（平成8年芸濃町条例第21号）、芸濃町屋外体育施設の設置及び管理に関する条例（平成15年芸濃町条例第2号）、芸濃町民テニスコートの設置及び管理に関する条例（平成15年芸濃町条例第30号）、みさとの丘諸施設の設置及び管理に関する条例（平成6年美里村条例第12号）、安濃町営グラウンドの設置及び管理に関する条例（昭和53年安濃町条例第7号）、安濃町営テニスコートの設置及び管理に関する条例（昭和54年安濃町条例第3号）、安濃町都市公園条例（平成6年安濃町条例第11号）、香良洲町社会体育施設の設置及び管理に関する条例（昭和58年香良洲町条例第15号）、一志勤労者体育

センターの設置及び運営に関する条例（昭和55年一志町条例第8号）、一志町総合体育館の設置及び運営に関する条例（平成元年一志町条例第6号）、白山町総合体育館設置条例（昭和59年白山町条例第37号）、白山町町民家城運動場及び白山町総合体育館の管理及び運営に関する規則（昭和60年白山町規則第10号）、白山中央公園屋外体育施設設置条例（平成元年白山町条例第5号）、白山中央公園屋外体育施設の管理及び運営に関する規則（平成元年白山町規則第8号）、又は美杉村社会教育施設の設置及び管理に関する条例（平成17年美杉村条例第1号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

**附 則（平成18年3月24日条例第290号）**

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

**附 則（平成19年6月25日条例第28号）**

この条例は、平成19年9月1日から施行する。

**附 則（平成19年12月26日条例第41号抄）**

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

（津市芸濃総合文化センターの設置及び管理に関する条例等の一部改正に伴う経過措置）

- 14 この条例の施行前に附則第4項から第6項まで、第8項及び第9項の規定による改正前のそれぞれの条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、附則第4項から第6項まで、第8項及び第9項の規定による改正後のそれぞれの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

**附 則（平成21年9月30日条例第39号）**

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正後の津市運動施設の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料から適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

**附 則（平成21年12月22日条例第53号）**

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正後の津市運動施設の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料から適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

**附 則（平成22年3月26日条例第17号）**

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

**附 則（平成22年12月21日条例第49号）**

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正後の津市運動施設の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料から適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

**附 則（平成23年7月8日条例第17号）**

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この条例の施行前に改正前の津市運動施設の設置及び管理に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれ改正後の津市運動施設の設置及び管理に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
  - 3 市長は、この条例の施行日前においても、安濃体育館等に係る指定管理者の指定に必要な準備行為を行うことができる。

**附 則（平成23年9月27日条例第21号）**

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の津市運動施設の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料から適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

**附 則（平成25年6月27日条例第30号）**

（施行期日）

- 1 この条例中第1条の規定は平成25年8月1日から、第2条の規定は平成26年4月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 第2条の規定の施行前に同条の規定による改正前の津市運動施設の設置及び管理に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれ同条の規定による改正後の津市運動施設の設置及び管理に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
  - 3 市長は、第2条の規定の施行日前においても、津市体育館、津市民プール、津市古道公園内テニスコート、津市古河公園内テニスコート、津市入江公園内テニスコート、津市海浜公園内テニスコート、津球場公園内野球場、津市北部運動広場、津市西部運動広場、津市乙部公園内運動広場、津市南部緑地公園内運動広場及び津市海浜公園内陸上競技場に係る指定管理者の指定に必要な準備行為を行うことができる。



**附 則**（平成25年12月20日条例第62号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則**（平成26年9月26日条例第32号）

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

**附 則**（平成27年3月27日条例第25号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則**（平成27年6月25日条例第34号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1） 第4項及び第5項の規定 公布の日

（2） 第5条の改正規定、別表第1から別表第4までの改正規定（別表第3及び別表第4に係る部分に限る。）及び別表第4の次に3表を加える改正規定（別表第5及び別表第6並びに別表第7（レストランススペース及びテナントスペースに係る部分に限る。）に係る部分に限る。）

並びに第6項の規定 平成29年10月1日

**附 則**（平成29年3月28日条例第9号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

**附 則**（平成30年3月30日条例第25号）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 津市三重武道館弓道遠的場の使用に係る手続については、この条例の施行の日前においても行うことができる。

**附 則**（令和元年9月27日条例第12号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（津市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 65 第64条の規定による改正後の津市運動施設の設置及び管理に関する条例別表第2から別表第18まで、別表第20から別表第25まで、別表第27から別表第31まで、別表第33、別表第34及び別表第36から別表第46までの規定は、施行日以後に行われる使用許可に係る使用料について適用し、施行日以前に行われた使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

**附 則**（令和2年7月2日条例第24号）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年5月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、附則第3項の規定は令和2年11月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 指定管理者の指定のための手続その他の必要な準備行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。
- 3 施行日前における津市民テニスコートの使用に係る手続は、市長が行うものとする。

**附 則**（令和2年12月23日条例第38号）

この条例中別表第1の改正規定（ゲートボール場の部津市白山大三ゲートボール場の項を削る部分に限る。）及び別表第29の改正規定は令和3年4月1日から、その他の改正規定は同年5月1日から施行する。

**附 則**（令和3年3月22日条例第13号）

この条例は、令和3年7月1日から施行する。

**附 則**（令和3年7月1日条例第22号）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正前の津市運動施設の設置及び管理に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例による改正後の津市運動施設の設置及び管理に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(準備行為)

- 3 指定管理者の指定のための手続その他の必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

**附 則**（令和6年3月21日条例第20号）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

**附 則**（令和6年7月3日条例第32号）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の津市運動施設の設置及び管理に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 施行日以後の津市久居体育館施設のアリーナ冷暖房設備並びに津市安濃中央総合公園内体育館施設のメインアリーナ冷暖房設備及びサブアリーナ冷暖房設備の使用に係る手続については、施行日前においても改正後の条例の例により行うものとする。

**附 則（令和 7 年 7 月 2 日条例第27号）**

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日以後の津市芸濃総合文化センター内アリーナ施設のアリーナ冷暖房設備及び剣道場冷暖房設備並びに津市一志体育館施設のメインアリーナ冷暖房設備の使用に係る手続については、同日前においても改正後の津市運動施設の設置及び管理に関する条例の例により行うものとする。

**附 則（令和 8 年 3 月 26 日条例第19号）**

この条例中第15条の改正規定、別表第 1 の改正規定（テニスコートの部津市美里テニスコートの項を削る部分を除く。）、別表第12の改正規定及び別表第36の改正規定は令和 8 年 4 月 1 日から、その他の改正規定は同年10月 1 日から施行する。

**附 則（令和 8 年 7 月 1 日条例第31号）**

- 1 この条例は、令和10年11月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、同年 5 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の日以後の津市海浜公園内陸上競技場の施設及び設備器具の使用に係る手続については、同日前においても改正後の津市運動施設の設置及び管理に関する条例の例により行うものとする。

**別表第 1（第 3 条関係）**

| 種類  | 名称                | 位置             |
|-----|-------------------|----------------|
| 体育館 | 津市久居体育館           | 津市久居野村町877番地 1 |
|     | 津市河芸体育館           | 津市河芸町浜田774番地   |
|     | 津市芸濃総合文化センター内アリーナ | 津市芸濃町棕本6824番地  |

|        |                   |                   |
|--------|-------------------|-------------------|
|        | 津市美里体育館           | 津市美里町三郷46番地 1     |
|        | 津市安濃中央総合公園内体育館    | 津市安濃町田端上野818番地    |
|        | 津市香良洲体育館          | 津市香良洲町3952番地90    |
|        | 津市一志体育館           | 津市一志町高野160番地728   |
|        | 津市白山体育館           | 津市白山町古市808番地      |
| プール    | 津市美里幼児プール         | 津市美里町三郷41番地       |
|        | 津市香良洲プール          | 津市香良洲町2174番地 1    |
|        | 津市白山川口プール         | 津市白山町川口628番地      |
| テニスコート | 津市古道公園内テニスコート     | 津市南中央 3 番 1 号     |
|        | 津市古河公園内テニスコート     | 津市東古河町 5 番地       |
|        | 津市民テニスコート         | 津市殿村150番地         |
|        | 津市久居スポーツ公園内テニスコート | 津市久居野村町879番地      |
|        | 津市庄司庵公園内テニスコート    | 津市森町前川原 1 番 1 号   |
|        | 津市河芸テニスコート        | 津市河芸町浜田767番地      |
|        | 津市芸濃テニスコート        | 津市芸濃町林1922番地 2    |
|        | 津市安濃中央総合公園内テニスコート | 津市安濃町田端上野1023番地 1 |
|        | 津市香良洲テニスコート       | 津市香良洲町3675番地16    |
|        | 津市一志テニスコート        | 津市一志町井生2848番地     |
|        | 津市白山テニスコート        | 津市白山町古市715番地      |
|        | 津市フットパーク美杉内テニスコート | 津市美杉町石名原2775番地    |
| 野球場等   | 津球場公園内野球場         | 津市本町31番 1 号       |
|        | 津市北部運動広場          | 津市栗真中山町601番地 3    |
|        | 津市西部運動広場          | 津市産品1206番地        |
|        | 津市乙部公園内運動広場       | 津市寿町 5 番地         |
|        | 津市南部緑地公園内運動広場     | 津市高茶屋小森町4000番地    |
|        | 津市久居グラウンド         | 津市久居西鷹跡町 2 番地     |

|          |                     |                  |
|----------|---------------------|------------------|
|          | 津市河芸第1グラウンド         | 津市河芸町浜田742番地     |
|          | 津市河芸第2グラウンド         | 津市河芸町浜田793番地     |
|          | 津市芸濃グラウンド           | 津市芸濃町林1899       |
|          | 津市美里グラウンド           | 津市美里町三郷70番地      |
|          | 津市安濃中央総合公園内野球場      | 津市安濃町田端上野1041番地  |
|          | 津市安濃中央総合公園内多目的グラウンド | 津市安濃町田端上野797番地 1 |
|          | 津市安濃グラウンド           | 津市安濃町田端上野897番地   |
|          | 津市香良洲グラウンド          | 津市香良洲町3675番地16   |
|          | 津市一志野球場             | 津市一志町井生2849番地    |
|          | 津市白山運動場             | 津市白山町古市699番地     |
|          | 津市白山家城運動場           | 津市白山町南家城1461番地 2 |
|          | 津市フットパーク美杉内多目的グラウンド | 津市美杉町石名原2775番地   |
|          |                     |                  |
| サッカー場    | 津市香良洲サッカー場          | 津市香良洲町2174番地 1   |
| フットサルコート | 津市安濃中央総合公園内フットサルコート | 津市安濃町草生234番地 5   |
| 陸上競技場    | 津市海浜公園内陸上競技場        | 津市末広町24番32号      |
| パターゴルフ場  | 津市香良洲パターゴルフ場        | 津市香良洲町2167番地     |
| マレットゴルフ場 | 津市河芸マレットゴルフ場        | 津市河芸町浜田1278番地 1  |
| 弓道場      | 津市三重武道館弓道遠の場        | 津市栗真中山町816番地11   |

別表第2（第6条関係）

津市久居体育館施設の使用料

単位 円

| 時間区分     |            |                    | ①              | ②                | ③                   |
|----------|------------|--------------------|----------------|------------------|---------------------|
| 使用区分     |            |                    | 午前9時から正午<br>まで | 午後1時から午後<br>5時まで | 午後6時から午後<br>9時30分まで |
| アリ<br>一ナ | 入場料<br>等を徴 | スポーツのために使<br>用する場合 | 2,090          | 3,140            | 4,190               |

|       |                |                |                                     |                                  |         |         |
|-------|----------------|----------------|-------------------------------------|----------------------------------|---------|---------|
|       | 収しない場合         | その他の場合         |                                     | 4, 190                           | 6, 280  | 8, 380  |
|       | 入場料等を徴収する場合    | スポーツのために使用する場合 |                                     | 6, 280                           | 9, 420  | 12, 570 |
|       |                | その他の場合         |                                     | 10, 470                          | 15, 710 | 20, 950 |
|       | 営利又は宣伝を目的とする場合 |                |                                     | 20, 950                          | 31, 420 | 41, 900 |
|       | アリーナ照明         |                |                                     | 1 時間（1 時間未満は、1 時間とする。）当たり<br>520 |         |         |
|       | アリーナ冷暖房設備      | 全面             | 1 時間（1 時間未満は、1 時間とする。）当たり<br>3, 800 |                                  |         |         |
|       |                | 2 分の 1 使用      | 1 時間（1 時間未満は、1 時間とする。）当たり<br>1, 900 |                                  |         |         |
|       | 一般公開日における個人使用  | 中学生以下          | 100                                 | 100                              | 100     |         |
|       |                | 高校生以上・一般       | 200                                 | 200                              | 200     |         |
| 会議室   |                |                |                                     | 1, 570                           | 1, 570  | 2, 090  |
| 指導員室  |                |                |                                     | 1, 570                           | 1, 570  | 2, 090  |
| 卓球室   | 一般公開日における個人使用  | 中学生以下          | 100                                 | 100                              | 100     |         |
|       |                | 高校生以上・一般       | 200                                 | 200                              | 200     |         |
|       | 回数券<br>(12回)   | 中学生以下          | 1, 040                              |                                  |         |         |
|       |                | 高校生以上・一般       | 2, 080                              |                                  |         |         |
| シャワー室 | 入場料等を徴収しない場合   |                |                                     | 1 人 1 回につき 100                   |         |         |
|       | 入場料等を徴収する場合    |                |                                     | 1 人 1 回につき 200                   |         |         |

〔備考〕

- 1 次の各号の一つに該当する場合は2分の1、二つに該当する場合は4分の1、全てに該当する場合は8分の1をそれぞれ当該使用料に乗じた額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を各々の場合の使用料とする（アリーナ冷暖房設備及び一般公開日における個人使用の場合を除く。）。
  - （1） アリーナの使用面積がその床面積の2分の1（中央で区分する。）以下のとき。
  - （2） 使用時間が定められた時間区分の2分の1（午前10時30分、午後3時又は午後7時45分を基準時間として区分する。）以下のとき。
  - （3） 使用の準備のために使用するとき。
- 2 定められた時間区分を延長し、又は繰り上げて使用した場合の使用料は、当該時間区分に係る使用料に、時間区分②の使用料の4分の1の額にその延長し、又は繰り上げて使用した時間（1時間未満は、1時間とする。）を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を加算する（一般公開日における個人使用の場合を除く。）。ただし、時間区分①、②、③の2区分又は3区分を連続して使用することとなる場合は、次項の規定による。
- 3 時間区分①、②、③の2区分又は3区分を連続して使用する場合の使用料は、使用した各時間区分に係る使用料の合計額とする。
- 4 入場料等を徴収する場合とは、入場料、観覧料、寄附、入場券招待券、優待券、整理券、会員券、資金募集等名目のいかんを問わず、入場について直接又は間接に金銭の支出を必要とする場合をいう。
- 5 冷暖房時の会議室及び指導員室の使用料については、当該施設使用料の10分の3の額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を加算する。
- 6 一般公開日における個人使用の場合のアリーナ照明及びアリーナ冷暖房設備の使用料は、  
無料とする。
- 7 市外の者が使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の2倍の額とする（アリーナ冷暖房設備を除く。）。

別表第3（第6条関係）

津市久居体育館設備器具の使用料

単位 円

| 名称                                                                                                                              | 区分  | 使用料 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-----|
| 舞台照明装置                                                                                                                          | 1 式 | 540 |
| 得点掲示板                                                                                                                           | 1 式 | 50  |
| 審判台                                                                                                                             | 1 脚 | 100 |
| 卓球                                                                                                                              | 1 組 | 100 |
| テニス                                                                                                                             | 1 組 | 220 |
| バスケットボール                                                                                                                        | 1 組 | 220 |
| バドミントン                                                                                                                          | 1 組 | 100 |
| バレーボール                                                                                                                          | 1 組 | 220 |
| フロアーシート                                                                                                                         | 1 枚 | 100 |
| 机                                                                                                                               | 1 脚 | 50  |
| いす                                                                                                                              | 1 脚 | 20  |
| 綱引きロープ                                                                                                                          | 1 式 | 220 |
| 音響器具                                                                                                                            | 1 式 | 100 |
| 〔備考〕<br>1 使用料は、午前 9 時から正午まで、午後 1 時から午後 5 時まで又は午後 6 時から午後 9 時 30 分までの各区分ごとによる使用料とする。<br>2 市外の者が使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の 2 倍の額とする。 |     |     |

## 別表第 4（第 6 条関係）

## 津市河芸体育館施設の使用料

単位 円

| 時間区分     |              |                    | ①                | ②                   | ③                        |
|----------|--------------|--------------------|------------------|---------------------|--------------------------|
| 使用区分     |              |                    | 午前 9 時から正午<br>まで | 午後 1 時から午後<br>5 時まで | 午後 6 時から午後<br>9 時 30 分まで |
| アリ<br>ーナ | 入場料等<br>を徴収し | スポーツのために使<br>用する場合 | 2, 090           | 3, 140              | 4, 190                   |
|          | ない場合         | その他の場合             | 4, 190           | 6, 280              | 8, 380                   |
|          | 入場料等         | スポーツのために使          | 6, 280           | 9, 420              | 12, 570                  |



|  |                |          |                                  |        |        |
|--|----------------|----------|----------------------------------|--------|--------|
|  | を徴収する          | 用する場合    |                                  |        |        |
|  | る場合            | その他の場合   | 10,470                           | 15,710 | 20,950 |
|  | 営利又は宣伝を目的とする場合 |          | 20,950                           | 31,420 | 41,900 |
|  | アリーナ照明         |          | 1 時間（1 時間未満は、1 時間とする。）当たり<br>520 |        |        |
|  | 一般公開           | 中学生以下    | 100                              | 100    | 100    |
|  | 日における個人使用      | 高校生以上・一般 | 200                              | 200    | 200    |

〔備考〕

- 1 次の各号の一つに該当する場合は2分の1、二つに該当する場合は4分の1、全てに該当する場合は8分の1をそれぞれ当該使用料に乗じた額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を各々の場合の使用料とする（一般公開日における個人使用の場合を除く。）。
  - （1） 使用面積がアリーナの床面積の2分の1（中央で区分する。）以下のとき。
  - （2） 使用時間が定められた時間区分の2分の1（午前10時30分、午後3時又は午後7時45分を基準時間として区分する。）以下のとき。
  - （3） 使用の準備のために使用するとき。
- 2 定められた時間区分を延長し、又は繰り上げて使用した場合の使用料は、当該時間区分に係る使用料に、時間区分②の使用料の4分の1の額にその延長し、又は繰り上げて使用した時間（1時間未満は、1時間とする。）を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を加算する（一般公開日における個人使用の場合を除く。）。ただし、時間区分①、②、③の2区分又は3区分を連続して使用することとなる場合は、次項の規定による。
- 3 時間区分①、②、③の2区分又は3区分を連続して使用する場合の使用料は、使用した各時間区分に係る使用料の合計額とする。
- 4 入場料等を徴収する場合とは、入場料、観覧料、寄附、入場券、招待券、優待券、整理券、会員券、資金募集等名目のいかなを問わず、入場について直接又は間接に金銭の支出を必要とする場合をいう。

- 5 一般公開日における個人使用の場合のアリーナ照明の使用料は、無料とする。
- 6 市外の者が使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の2倍の額とする。

別表第5（第6条関係）

津市芸濃総合文化センター内アリーナ施設の使用料（その1）

単位 円

| 使用区分 |                |                | 時間区分 | ①                               | ②            | ③               |
|------|----------------|----------------|------|---------------------------------|--------------|-----------------|
|      |                |                |      | 午前9時から正午まで                      | 午後1時から午後5時まで | 午後6時から午後9時30分まで |
| アリーナ | 入場料等を徴収しない場合   | スポーツのために使用する場合 |      | 2,090                           | 3,140        | 4,190           |
|      |                | その他の場合         |      | 4,190                           | 6,280        | 8,380           |
|      | 入場料等を徴収する場合    | スポーツのために使用する場合 |      | 6,280                           | 9,420        | 12,570          |
|      |                | その他の場合         |      | 10,470                          | 15,710       | 20,950          |
|      | 営利又は宣伝を目的とする場合 |                |      | 20,950                          | 31,420       | 41,900          |
|      | アリーナ照明         |                |      | 1時間（1時間未満は、1時間とする。）当たり<br>520   |              |                 |
|      | アリーナ冷暖房設備      | 全面             |      | 1時間（1時間未満は、1時間とする。）当たり<br>3,800 |              |                 |
|      |                | 2分の1使用         |      | 1時間（1時間未満は、1時間とする。）当たり<br>1,900 |              |                 |
|      | 一般公開日における個人使用  | 中学生以下          |      | 100                             | 100          | 100             |
|      |                | 高校生以上・一般       |      | 200                             | 200          | 200             |
| 剣道場  | 入場料等を徴収しない場合   | スポーツのために使用する場合 |      | 1,570                           | 2,090        | 4,190           |
|      |                | その他の場合         |      | 3,140                           | 4,190        | 8,380           |
|      | 入場料等を徴収する場合    | スポーツのために使用する場合 |      | 4,710                           | 6,280        | 12,570          |

|           |              |           |                                      |         |         |
|-----------|--------------|-----------|--------------------------------------|---------|---------|
|           | を徴収する<br>場合  | 用する場合     |                                      |         |         |
|           |              | その他の場合    | 9, 420                               | 12, 570 | 25, 140 |
|           | 剣道場冷<br>暖房設備 | 全面        | 1 時間（1 時間未満は、1 時間とする。） 当たり<br>1, 000 |         |         |
|           |              | 2 分の 1 使用 | 1 時間（1 時間未満は、1 時間とする。） 当たり<br>500    |         |         |
| シャワ<br>一室 | 入場料等を徴収しない場合 |           | 1 人 1 回につき 100                       |         |         |
|           | 入場料等を徴収する場合  |           | 1 人 1 回につき 200                       |         |         |
| トレーニング室   |              |           | 1 人 1 回につき 200                       |         |         |
|           |              |           | 1 箇月（一般会員） 1, 040                    |         |         |
|           |              |           | 1 年（特別会員） 8, 380                     |         |         |

〔備考〕

- 次の各号の一つに該当する場合は 2 分の 1、二つに該当する場合は 4 分の 1、全てに該当する場合は 8 分の 1 をそれぞれ当該使用料に乗じた額（10 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を各々の場合の使用料とする（アリーナ冷暖房設備及び剣道場冷暖房設備並びに一般公開日における個人使用の場合を除く。）。
  - アリーナ又は剣道場の使用面積がその床面積の 2 分の 1（中央で区分する。）以下のとき。
  - 使用時間が定められた時間区分の 2 分の 1（午前 10 時 30 分、午後 3 時又は午後 7 時 45 分を基準時間として区分する。）以下のとき。
  - 使用の準備のために使用するとき。
- 定められた時間区分を延長し、又は繰り上げて使用した場合の使用料は、当該時間区分に係る使用料に、時間区分②の使用料の 4 分の 1 の額にその延長し、又は繰り上げて使用した時間（1 時間未満は、1 時間とする。）を乗じて得た額（10 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を加算する（一般公開日における個人使用の場合を除く。）。ただし、時間区分①、②、③の 2 区分又は 3 区分を連続して使用することとなる場合は次項の規定による。
- 時間区分①、②、③の 2 区分又は 3 区分を連続して使用する場合の使用料は、使用した各時間区分に係る使用料の合計額とする。

- 4 入場料等を徴収する場合とは、入場料、観覧料、寄附、入場券、招待券、優待券、整理券、会員券、資金募集等名目のいかなを問わず、入場について直接又は間接に金銭の支出を必要とする場合をいう。
- 5 一般公開日における個人使用の場合のアリーナ照明及びアリーナ冷暖房設備の使用料は、無料とする。
- 6 市外の者が使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の2倍の額とする（アリーナ冷暖房設備及び剣道場冷暖房設備を除く。）。

津市芸濃総合文化センター内アリーナ施設の使用料（その2）

単位 円

| 時間区分 |              |                | ①          | ②            | ③               |
|------|--------------|----------------|------------|--------------|-----------------|
|      |              |                | 午前9時から正午まで | 午後1時から午後5時まで | 午後6時から午後9時30分まで |
| 会議室  | 入場料等を徴収しない場合 | スポーツのために使用する場合 | 1,570      | 2,090        | 2,300           |
|      |              | その他の場合         | 3,140      | 4,190        | 4,600           |
|      | 入場料等を徴収する場合  | スポーツのために使用する場合 | 1,880      | 2,510        | 2,760           |
|      |              | その他の場合         | 4,710      | 6,280        | 6,910           |
|      | 入場料等を徴収しない場合 | スポーツのために使用する場合 | 1,570      | 2,090        | 2,300           |
|      |              | その他の場合         | 3,140      | 4,190        | 4,600           |
| 役員室  | 入場料等を徴収する場合  | スポーツのために使用する場合 | 1,880      | 2,510        | 2,760           |
|      |              | その他の場合         | 4,710      | 6,280        | 6,910           |
|      | 入場料等を徴収しない場合 | スポーツのために使用する場合 | 1,570      | 2,090        | 2,300           |
|      |              | その他の場合         | 3,140      | 4,190        | 4,600           |
| 来賓室  | 入場料等を徴収しない場合 | スポーツのために使用する場合 | 1,880      | 2,510        | 2,760           |
|      |              | その他の場合         | 4,710      | 6,280        | 6,910           |

|  |       |        |       |       |       |
|--|-------|--------|-------|-------|-------|
|  | 徴収する場 | 用する場合  |       |       |       |
|  | 合     | その他の場合 | 4,710 | 6,280 | 6,910 |

〔備考〕

- 1 定められた時間区分を延長し、又は繰り上げて使用した場合の使用料は、当該時間区分に係る使用料に、時間区分②の使用料の4分の1の額にその延長し、又は繰り上げて使用した時間（1時間未満は、1時間とする。）を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を加算する。ただし、時間区分①、②、③の2区分又は3区分を連続して使用することとなる場合は、次項の規定による。
- 2 時間区分①、②、③の2区分又は3区分を連続して使用する場合の使用料は、使用した各時間区分に係る使用料の合計額とする。
- 3 入場料等を徴収する場合とは、入場料、観覧料、寄附、入場券、招待券、優待券、整理券、会員券、資金募集等名目のいかんを問わず、入場について直接又は間接に金銭の支出を必要とする場合をいう。
- 4 冷暖房時の使用料については、当該施設使用料の10分の3の額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を加算する。
- 5 市外の者が使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の2倍の額とする。

#### 別表第6（第6条関係）

##### 津市芸濃総合文化センター内アリーナ設備器具の使用料

単位 円

| 名称                       | 区分  | 使用料   |
|--------------------------|-----|-------|
| バスケットボールゴール              | 1 対 | 2,090 |
| シート                      | 1 枚 | 100   |
| 放送設備                     | 1 式 | 1,570 |
| 電源コンセント（1キロワットまでを基本とする。） | 1 口 | 100   |

〔備考〕

- 1 使用料は、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで又は午後6時から午後9時30分までの各区分ごとによる使用料とする。
- 2 市外の者が使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の2倍の額とする。

別表第 7（第 6 条関係）

## 津市美里体育館施設の使用料

単位 円

| 時間区分                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                |                | ①                                | ②                   | ③                      |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|----------------|----------------------------------|---------------------|------------------------|
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                |                | 午前 9 時から正午<br>まで                 | 午後 1 時から午後<br>5 時まで | 午後 6 時から午後<br>9 時30分まで |
| 使用区分                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                |                |                                  |                     |                        |
| アリーナ                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 入場料等を徴収しない場合   | スポーツのために使用する場合 | 1, 570                           | 2, 090              | 2, 610                 |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                | その他の場合         | 3, 140                           | 4, 190              | 5, 230                 |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 入場料等を徴収する場合    | スポーツのために使用する場合 | 4, 710                           | 6, 280              | 7, 850                 |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                | その他の場合         | 7, 850                           | 10, 470             | 13, 090                |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 営利又は宣伝を目的とする場合 |                | 15, 710                          | 20, 950             | 26, 190                |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | アリーナ照明         |                | 1 時間（1 時間未満は、1 時間とする。）当たり<br>310 |                     |                        |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 一般公開日における個人使用  | 中学生以下          | 100                              | 100                 | 100                    |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                | 高校生以上・一般       | 200                              | 200                 | 200                    |
| 〔備考〕                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                |                |                                  |                     |                        |
| 1 次の各号の一つに該当する場合は 2 分の 1、二つに該当する場合は 4 分の 1、全てに該当する場合は 8 分の 1 をそれぞれ当該使用料に乗じた額（10 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を各々の場合の使用料とする（一般公開日における個人使用の場合を除く。）。<br><br>（1） 使用面積がアリーナの床面積の 2 分の 1（中央で区分する。）以下のとき。<br><br>（2） 使用時間が定められた時間区分の 2 分の 1（午前10時30分、午後 3 時又は午後 7 時 45 分を基準時間として区分する。）以下のとき。<br><br>（3） 使用の準備のために使用するとき。 |                |                |                                  |                     |                        |
| 2 定められた時間区分を延長し、又は繰り上げて使用した場合の使用料は、当該時間区分に係る使用料に、時間区分②の使用料の 4 分の 1 の額にその延長し、又は繰り上げて使用                                                                                                                                                                                                                           |                |                |                                  |                     |                        |

した時間（1時間未満は、1時間とする。）を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を加算する（一般公開日における個人使用の場合を除く。）。ただし、時間区分①、②、③の2区分又は3区分を連続して使用することとなる場合は、次項の規定による。

3 時間区分①、②、③の2区分又は3区分を連続して使用する場合は、使用した各時間区分に係る使用料の合計額とする。

4 入場料等を徴収する場合とは、入場料、観覧料、寄附、入場券、招待券、優待券、整理券、会員券、資金募集等名目のいかんを問わず、入場について直接又は間接に金銭の支出を必要とする場合をいう。

5 一般公開日における個人使用の場合のアリーナ照明の使用料は、無料とする。

6 市外の者が使用する場合は、この表に定める使用料の2倍の額とする。

# 別表第8（第6条関係）

## 津市香良洲体育館施設の使用料

単位 円

| 時間区分<br>使用区分 |                |                | ①                             | ②            | ③               |
|--------------|----------------|----------------|-------------------------------|--------------|-----------------|
|              |                |                | 午前9時から正午まで                    | 午後1時から午後5時まで | 午後6時から午後9時30分まで |
| アリーナ         | 入場料等を徴収しない場合   | スポーツのために使用する場合 | 1,570                         | 2,090        | 2,610           |
|              |                | その他の場合         | 3,140                         | 4,190        | 5,230           |
|              | 入場料等を徴収する場合    | スポーツのために使用する場合 | 4,710                         | 6,280        | 7,850           |
|              |                | その他の場合         | 7,850                         | 10,470       | 13,090          |
|              | 営利又は宣伝を目的とする場合 |                | 15,710                        | 20,950       | 26,190          |
|              | アリーナ照明         |                | 1時間（1時間未満は、1時間とする。）当たり<br>310 |              |                 |
|              | 一般公開日における個人使用  | 中学生以下          | 100                           | 100          | 100             |
|              |                | 高校生以上・一般       | 200                           | 200          | 200             |

〔備考〕

1 次の各号の一つに該当する場合は2分の1、二つに該当する場合は4分の1、全てに該当する場合は8分の1をそれぞれ当該使用料に乗じた額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を各々の場合の使用料とする（一般公開日における個人使用の場合を除く。）。

（1） 使用面積がアリーナの床面積の2分の1（中央で区分する。）以下のとき。

（2） 使用時間が定められた時間区分の2分の1（午前10時30分、午後3時又は午後7時45分を基準時間として区分する。）以下のとき。

（3） 使用の準備のために使用するとき。

2 定められた時間区分を延長し、又は繰り上げて使用した場合の使用料は、当該時間区分に係る使用料に、時間区分②の使用料の4分の1の額にその延長し、又は繰り上げて使用した時間（1時間未満は、1時間とする。）を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を加算する（一般公開日における個人使用の場合を除く。）。ただし、時間区分①、②、③の2区分又は3区分を連続して使用することとなる場合は、次項の規定による。

3 時間区分①、②、③の2区分又は3区分を連続して使用する場合の使用料は、使用した各時間区分に係る使用料の合計額とする。

4 入場料等を徴収する場合とは、入場料、観覧料、寄附、入場券、招待券、優待券、整理券、会員券、資金募集等名目のいかんを問わず、入場について直接又は間接に金銭の支出を必要とする場合をいう。

5 一般公開日における個人使用の場合のアリーナ照明の使用料は、無料とする。

6 市外の者が使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の2倍の額とする。

別表第9（第6条関係）

津市一志体育館施設の使用料

単位 円

| 時間区分 |       |           | ①          | ②            | ③               |
|------|-------|-----------|------------|--------------|-----------------|
| 使用区分 |       |           | 午前9時から正午まで | 午後1時から午後5時まで | 午後6時から午後9時30分まで |
|      |       |           |            |              |                 |
| メイ   | 入場料等を | スポーツのために使 | 2,090      | 3,140        | 4,190           |



|         |                |                |                                 |        |        |
|---------|----------------|----------------|---------------------------------|--------|--------|
| メインアリーナ | 徴収しない          | 用する場合          |                                 |        |        |
|         | 場合             | その他の場合         | 4,190                           | 6,280  | 8,380  |
|         | 入場料等を徴収する場合    | スポーツのために使用する場合 | 6,280                           | 9,420  | 12,570 |
|         |                | その他の場合         | 10,470                          | 15,710 | 20,950 |
|         | 営利又は宣伝を目的とする場合 |                | 20,950                          | 31,420 | 41,900 |
|         | メインアリーナ照明      |                | 1時間（1時間未満は、1時間とする。）当たり<br>520   |        |        |
|         | メインアリーナ冷暖房設備   | 全面             | 1時間（1時間未満は、1時間とする。）当たり<br>2,800 |        |        |
|         |                | 2分の1使用         | 1時間（1時間未満は、1時間とする。）当たり<br>1,400 |        |        |
|         | 一般公開日における個人使用  | 中学生以下          | 100                             | 100    | 100    |
|         |                | 高校生以上・一般       | 200                             | 200    | 200    |
| サブアリーナ  | 入場料等を徴収しない場合   | スポーツのために使用する場合 | 1,040                           | 1,570  | 2,090  |
|         |                | その他の場合         | 2,090                           | 3,140  | 4,190  |
|         | 入場料等を徴収する場合    | スポーツのために使用する場合 | 3,140                           | 4,710  | 6,280  |
|         |                | その他の場合         | 5,230                           | 7,850  | 10,470 |
|         | 営利又は宣伝を目的とする場合 |                | 10,470                          | 15,710 | 20,950 |
|         | サブアリーナ照明       |                | 1時間（1時間未満は、1時間とする。）当たり<br>310   |        |        |
|         | 一般公開日における個人使用  | 中学生以下          | 100                             | 100    | 100    |
|         |                | 高校生以上・一般       | 200                             | 200    | 200    |
| シャワー    | 入場料等を徴収しない場合   |                | 1人1回につき 100                     |        |        |
|         | 入場料等を徴収する場合    |                | 1人1回につき 200                     |        |        |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |  |                |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|----------------|
| 室                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |  |                |
| トレーニングルーム                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |  | 1 人 1 回につき 100 |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |  | 回数券（6 回） 520   |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |  | 1 箇月 1,040     |
| <p>〔備考〕</p> <p>1 次の各号の一つに該当する場合は2分の1、二つに該当する場合は4分の1、全てに該当する場合は8分の1をそれぞれ当該使用料に乗じた額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を各々の場合の使用料とする（メインアリーナ冷暖房設備及び一般公開日における個人使用の場合を除く。）。<br/> （1）メインアリーナ又はサブアリーナの使用面積がその床面積の2分の1（中央で区分する。）以下のとき。<br/> （2）使用時間が定められた時間区分の2分の1（午前10時30分、午後3時又は午後7時45分を基準時間として区分する。）以下のとき。<br/> （3）使用の準備のために使用するとき。</p> <p>2 定められた時間区分を延長し、又は繰り上げて使用した場合の使用料は、当該時間区分に係る使用料に、時間区分②の使用料の4分の1の額にその延長し、又は繰り上げて使用した時間（1時間未満は、1時間とする。）を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を加算する（一般公開日における個人使用の場合を除く。）。ただし、時間区分①、②、③の2区分又は3区分を連続して使用することとなる場合は、次項の規定による。</p> <p>3 時間区分①、②、③の2区分又は3区分を連続して使用する場合の使用料は、使用した各時間区分に係る使用料の合計額とする。</p> <p>4 入場料等を徴収する場合とは、入場料、観覧料、寄附、入場券、招待券、優待券、整理券、会員券、資金募集等名目のいかなを問わず、入場について直接又は間接に金銭の支出を必要とする場合をいう。</p> <p>5 冷暖房時のサブアリーナの使用料については、当該施設使用料の10分の3の額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を加算する（一般公開日における個人使用の場合を除く。）。<br/> 6 一般公開日における個人使用の場合のメインアリーナ照明及びメインアリーナ冷暖房設</p> |  |                |

備並びにサブアリーナ照明の使用料は、無料とする。

7 市外の者が使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の2倍の額とする（メインアリーナ冷暖房設備を除く。）。

**別表第10（第6条関係）**

津市一志体育館設備器具の使用料

単位 円

| 名称                                                                                                                                                                             | 区分  | 使用料   |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-------|
| 舞台照明装置                                                                                                                                                                         | 1 式 | 2,090 |
| 放送室放送設備                                                                                                                                                                        | 1 式 | 2,090 |
| 音響ラック                                                                                                                                                                          | 1 式 | 1,040 |
| 講演台及び花台                                                                                                                                                                        | 1 式 | 730   |
| 講義卓                                                                                                                                                                            | 1 台 | 200   |
| フロアーシート                                                                                                                                                                        | 1 枚 | 50    |
| 机                                                                                                                                                                              | 1 脚 | 50    |
| いす                                                                                                                                                                             | 1 脚 | 20    |
| 研修用デスク                                                                                                                                                                         | 1 脚 | 20    |
| 電源コンセント                                                                                                                                                                        | 1 口 | 100   |
| <p>〔備考〕</p> <p>1 使用料は、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで又は午後6時から午後9時30分までの各区分ごとによる使用料とする。</p> <p>2 営利又は宣伝を直接の目的とする場合は、この表に定める額の5割増しとする。</p> <p>3 市外の者が使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の2倍の額とする。</p> |     |       |

**別表第11（第6条関係）**

津市白山体育館施設の使用料

単位 円

| 時間区分 |       |           | ①              | ②                | ③                   |
|------|-------|-----------|----------------|------------------|---------------------|
| 使用区分 |       |           | 午前9時から正午<br>まで | 午後1時から午後<br>5時まで | 午後6時から午後<br>9時30分まで |
| アリ   | 入場料等を | スポーツのために使 | 1,570          | 2,090            | 2,610               |

|      |                |                |                               |        |        |
|------|----------------|----------------|-------------------------------|--------|--------|
| アリーナ | 徴収しない場合        | 用する場合          |                               |        |        |
|      |                | その他の場合         | 3,140                         | 4,190  | 5,230  |
|      | 入場料等を徴収する場合    | スポーツのために使用する場合 | 4,710                         | 6,280  | 7,850  |
|      |                | その他の場合         | 7,850                         | 10,470 | 13,090 |
|      | 営利又は宣伝を目的とする場合 |                | 15,710                        | 20,950 | 26,190 |
|      | アリーナ照明         |                | 1時間（1時間未満は、1時間とする。）当たり<br>310 |        |        |
|      | 一般公開日における個人使用  | 中学生以下          | 100                           | 100    | 100    |
|      |                | 高校生以上・一般       | 200                           | 200    | 200    |

〔備考〕

1 次の各号の一つに該当する場合は2分の1、二つに該当する場合は4分の1、全てに該当する場合は8分の1をそれぞれ当該使用料に乗じた額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を各々の場合の使用料とする（一般公開日における個人使用の場合を除く。）。

（1） 使用面積がアリーナの床面積の2分の1（中央で区分する。）以下のとき。

（2） 使用時間が定められた時間区分の2分の1（午前10時30分、午後3時又は午後7時45分を基準時間として区分する。）以下のとき。

（3） 使用の準備のために使用するとき。

2 定められた時間区分を延長し、又は繰り上げて使用した場合の使用料は、当該時間区分に係る使用料に、時間区分②の使用料の4分の1の額にその延長し、又は繰り上げて使用した時間（1時間未満は、1時間とする。）を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を加算する（一般公開日における個人使用の場合を除く。）。ただし、時間区分①、②、③の2区分又は3区分を連続して使用することとなる場合は、次項の規定による。

3 時間区分①、②、③の2区分又は3区分を連続して使用する場合の使用料は、使用した各時間区分に係る使用料の合計額とする。

4 入場料等を徴収する場合とは、入場料、観覧料、寄附、入場券、招待券、優待券、整理

券、会員券、資金募集等名目のいかんを問わず、入場について直接又は間接に金銭の支出を必要とする場合をいう。

5 一般公開日における個人使用の場合のアリーナ照明の使用料は、無料とする。

6 市外の者が使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の2倍の額とする。

## 別表第12 削除

## 別表第13（第6条関係）

### 津市香良洲プール施設の使用料

単位 円

| 使用区分                                   |      |           |               |          | 使用料    |        |         |
|----------------------------------------|------|-----------|---------------|----------|--------|--------|---------|
| プール                                    | 個人使用 | 25メートルプー  | 小学生・中学生       |          | 1 日につき | 50     |         |
|                                        |      |           | 高校生以上・一般      |          | 1 日につき | 200    |         |
|                                        |      | ール、低学年用プー | 回数券<br>(12回券) | 小学生・中学生  | 520    |        |         |
|                                        |      |           |               | 高校生以上・一般 | 2, 090 |        |         |
|                                        | プール  | 専用使用      |               |          |        | 1 日につき | 10, 470 |
| 〔備考〕                                   |      |           |               |          |        |        |         |
| 市外の者が使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の 2 倍の額とする。 |      |           |               |          |        |        |         |

## 別表第14（第6条関係）

### 津市久居スポーツ公園内テニスコート施設の使用料

単位 円

| 使用区分                                 |      | 使用料                         |     |
|--------------------------------------|------|-----------------------------|-----|
| テニスコート                               |      | 1面につき1時間（1時間未満は、1時間とする。）当たり | 410 |
|                                      | 夜間照明 | 1面につき1時間（1時間未満は、1時間とする。）当たり | 410 |
| 〔備考〕                                 |      |                             |     |
| 市外の者が使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の2倍の額とする。 |      |                             |     |

別表第15（第6条関係）

津市庄司庵公園内テニスコート施設の使用料

単位 円

| 使用区分                                         |      | 使用料                         |     |
|----------------------------------------------|------|-----------------------------|-----|
| テニスコート                                       |      | 1面につき1時間（1時間未満は、1時間とする。）当たり | 410 |
|                                              | 夜間照明 | 1面につき1時間（1時間未満は、1時間とする。）当たり | 410 |
| 〔備考〕<br>市外の者が使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の2倍の額とする。 |      |                             |     |

別表第16（第6条関係）

津市河芸テニスコート施設の使用料

単位 円

| 使用区分                                         |      | 使用料                         |     |
|----------------------------------------------|------|-----------------------------|-----|
| テニスコート                                       |      | 1面につき1時間（1時間未満は、1時間とする。）当たり | 260 |
|                                              | 夜間照明 | 1面につき1時間（1時間未満は、1時間とする。）当たり | 410 |
| 〔備考〕<br>市外の者が使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の2倍の額とする。 |      |                             |     |

別表第17（第6条関係）

津市芸濃テニスコート施設の使用料

単位 円

| 使用区分   |      | 使用料                         |     |
|--------|------|-----------------------------|-----|
| テニスコート |      | 1面につき1時間（1時間未満は、1時間とする。）当たり | 410 |
|        | 夜間照明 | 1面につき1時間（1時間未満は、1時間とする。）当たり | 410 |
| 〔備考〕   |      |                             |     |

市外の者が使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の2倍の額とする。

**別表第18 削除**

**別表第19（第6条関係）**

津市香良洲テニスコート施設の使用料

単位 円

| 使用区分                                         | 使用料                         |     |
|----------------------------------------------|-----------------------------|-----|
| テニスコート                                       | 1面につき1時間（1時間未満は、1時間とする。）当たり | 200 |
| 〔備考〕<br>市外の者が使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の2倍の額とする。 |                             |     |

**別表第20（第6条関係）**

津市一志テニスコート施設の使用料

単位 円

| 使用区分                                         | 使用料                         |     |
|----------------------------------------------|-----------------------------|-----|
| テニスコート                                       | 1面につき1時間（1時間未満は、1時間とする。）当たり | 410 |
| 夜間照明                                         | 1面につき1時間（1時間未満は、1時間とする。）当たり | 410 |
| 〔備考〕<br>市外の者が使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の2倍の額とする。 |                             |     |

**別表第21（第6条関係）**

津市白山テニスコート施設の使用料

単位 円

| 使用区分   | 使用料                         |     |
|--------|-----------------------------|-----|
| テニスコート | 1面につき1時間（1時間未満は、1時間とする。）当たり | 260 |
| 夜間照明   | 1面につき1時間（1時間未満は、1時間とする。）当たり | 410 |
| 〔備考〕   |                             |     |

市外の者が使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の2倍の額とする。

**別表第22**（第6条関係）

津市フットパーク美杉内テニスコート施設の使用料

単位 円

| 使用区分                                         | 使用料                         |     |
|----------------------------------------------|-----------------------------|-----|
| テニスコート                                       | 1面につき1時間（1時間未満は、1時間とする。）当たり | 410 |
| 〔備考〕<br>市外の者が使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の2倍の額とする。 |                             |     |

**別表第23**（第6条関係）

津市久居グラウンド、津市河芸第1グラウンド、津市河芸第2グラウンド、津市芸濃グラウンド、津市美里グラウンド、津市香良洲グラウンド、津市一志野球場、津市白山運動場、津市白山山城運動場及び津市フットパーク美杉内多目的グラウンドの施設の使用料

単位 円

| 使用区分        | 使用料           |       | 超過使用料                    |       |
|-------------|---------------|-------|--------------------------|-------|
| 津市久居グラウンド   | 2時間以内         | 830   | 1時間（1時間未満は、1時間とする。）増すごとに | 410   |
|             | 夜間照明<br>1時間以内 | 4,190 | 30分（30分未満は、30分とする。）増すごとに | 2,090 |
| 津市河芸第1グラウンド | 2時間以内         | 1,040 | 1時間（1時間未満は、1時間とする。）増すごとに | 520   |
|             | 夜間照明<br>1時間以内 | 4,190 | 30分（30分未満は、30分とする。）増すごとに | 2,090 |
| 津市河芸第2グラウンド | 2時間以内         | 830   | 1時間（1時間未満は、1時間とする。）増すごとに | 410   |
|             | 夜間照明          | 4,190 | 30分（30分未満は、30分とする。）増すごとに | 2,090 |



|                |                                |        |                                       |        |
|----------------|--------------------------------|--------|---------------------------------------|--------|
|                | 1 時間以内                         |        | 分とする。) 増すごとに                          |        |
| 津市芸濃グラウンド      | 2 時間以内                         | 1, 040 | 1 時間 (1 時間未満は、<br>1 時間とする。) 増すご<br>とに | 520    |
|                | 夜間照明<br>1 時間以内                 | 4, 190 | 30分 (30分未満は、30<br>分とする。) 増すごとに        | 2, 090 |
| 津市美里グラウンド      | 2 時間以内                         | 830    | 1 時間 (1 時間未満は、<br>1 時間とする。) 増すご<br>とに | 410    |
|                | 夜間照明<br>1 時間以内                 | 4, 190 | 30分 (30分未満は、30<br>分とする。) 増すごとに        | 2, 090 |
| 津市香良洲グラウン<br>ド | 2 時間以内                         | 1, 040 | 1 時間 (1 時間未満は、<br>1 時間とする。) 増すご<br>とに | 520    |
|                | 夜間照明 (野球全面)<br>1 時間以内          | 4, 190 | 30分 (30分未満は、30<br>分とする。) 増すごとに        | 2, 090 |
|                | 夜間照明 (ソフトボール<br>1 面)<br>1 時間以内 | 2, 090 |                                       | 1, 040 |
|                | 夜間照明 (ソフトボール<br>2 面)<br>1 時間以内 | 3, 140 |                                       | 1, 570 |
|                |                                |        |                                       |        |
| 津市一志野球場        | 2 時間以内                         | 830    | 1 時間 (1 時間未満は、<br>1 時間とする。) 増すご<br>とに | 410    |
|                | 夜間照明<br>1 時間以内                 | 4, 190 | 30分 (30分未満は、30<br>分とする。) 増すごとに        | 2, 090 |
| 津市白山運動場        | 2 時間以内                         | 830    | 1 時間 (1 時間未満は、<br>1 時間とする。) 増すご       | 410    |

|                                              |                |        |                             |        |
|----------------------------------------------|----------------|--------|-----------------------------|--------|
|                                              |                |        | とに                          |        |
|                                              | 夜間照明<br>1 時間以内 | 4, 190 | 30分（30分未満は、30分とする。）増すごとに    | 2, 090 |
| 津市白山家城運動場                                    | 2 時間以内         | 620    | 1 時間（1 時間未満は、1 時間とする。）増すごとに | 310    |
|                                              | 夜間照明<br>1 時間以内 | 2, 090 | 30分（30分未満は、30分とする。）増すごとに    | 1, 040 |
| 津市フットパーク美杉内多目的グラウンド                          | 2 時間以内         | 620    | 1 時間（1 時間未満は、1 時間とする。）増すごとに | 310    |
| 〔備考〕<br>市外の者が使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の2倍の額とする。 |                |        |                             |        |

**別表第24（第6条関係）**

津市香良洲サッカー場施設の使用料

単位 円

| 使用区分                                                            | 使用料    | 照明使用料                                                    |
|-----------------------------------------------------------------|--------|----------------------------------------------------------|
| 午前 8 時から正午まで                                                    | 520    | 1 時間（1 時間未満は、1 時間とする。）当たり<br><br><br><br><br><br><br>260 |
| 午後 1 時から午後 5 時まで                                                | 520    |                                                          |
| 午後 5 時30分から午後 9 時30分まで                                          | 520    |                                                          |
| 午前 8 時から午後 5 時まで                                                | 1, 040 |                                                          |
| 午前 8 時から午後 9 時30分まで                                             | 1, 570 |                                                          |
| 午後 1 時から午後 9 時30分まで                                             | 1, 040 |                                                          |
| 〔備考〕<br><br>市外の者がサッカー場を使用する場合の使用料は、この表に定める使用料及び照明使用料の 2 倍の額とする。 |        |                                                          |

別表第25（第6条関係）

津市香良洲パターゴルフ場施設の使用料

単位 円

| 使用区分    |      |                 | 使用料       |                        | 超過使用料              |     |     |
|---------|------|-----------------|-----------|------------------------|--------------------|-----|-----|
| パターゴルフ場 | 市内の者 | 大人              | 1 ゲーム以内   | 310                    | 2 ゲーム以降 1 ゲーム増すごとに | 200 |     |
|         |      | 小学生・中学生・65歳以上の者 | 1 ゲーム以内   | 100                    | 2 ゲーム以降 1 ゲーム増すごとに | 100 |     |
|         | 市外の者 | 大人              | 1 ゲーム以内   | 520                    | 2 ゲーム以降 1 ゲーム増すごとに | 310 |     |
|         |      | 小学生・中学生・65歳以上の者 | 1 ゲーム以内   | 310                    | 2 ゲーム以降 1 ゲーム増すごとに | 100 |     |
|         | 会員   | 一般会員            | 年額 5,230  |                        |                    |     |     |
|         |      | 特別会員（本人及び家族）    | 年額 10,470 |                        |                    |     |     |
|         | 夜間照明 |                 |           | 1 日のナイト<br>ープレーにつ<br>き |                    |     | 100 |
|         |      |                 |           |                        |                    |     |     |

〔備考〕

- 1 ゲームは、18ホールとする。
- 2 一般会員については、1日につき2ゲーム以内の使用料（夜間照明の使用料を含む。）を無料とする。
- 3 特別会員については、本人及びその家族の1日当たりのゲームに係る使用料（夜間照明の使用料を含む。）を無料とする。

別表第26から別表第29まで 削除

別表第30（第6条関係）

津市河芸マレットゴルフ場の施設及び設備器具の使用料

単位 円

| 使用区分                                 |           |       |          | 使用料 |     |
|--------------------------------------|-----------|-------|----------|-----|-----|
| 施設                                   | マレットゴルフ場  | 1 日 券 | 中学生以下    | 200 |     |
|                                      |           |       | 高校生以上・一般 | 520 |     |
|                                      |           | 年間券   | 10,470   |     |     |
| 設備器具                                 | スティック・ボール |       |          | 1 式 | 100 |
| 〔備考〕                                 |           |       |          |     |     |
| 1 1 日券は、発行の日限り有効とする。                 |           |       |          |     |     |
| 2 年間券の有効期間は、発行の日から 1 年とする。           |           |       |          |     |     |
| 3 市外の者が使用する場合は、この表に定める使用料の 2 倍の額とする。 |           |       |          |     |     |

別表第31及び別表第32 削除

別表第33（第24条関係）

津市安濃中央総合公園内体育館施設の利用料金

単位 円

| 時間区分<br>使用区分                |                      |                    | ①                                   | ②                   | ③                      |
|-----------------------------|----------------------|--------------------|-------------------------------------|---------------------|------------------------|
|                             |                      |                    | 午前 9 時から正午<br>まで                    | 午後 1 時から午後<br>5 時まで | 午後 6 時から午後<br>9 時30分まで |
| メイ<br>ン<br>ア<br>リ<br>ー<br>ナ | 入場料等<br>を徴収し<br>ない場合 | スポーツのために使<br>用する場合 | 5, 230                              | 6, 800              | 8, 380                 |
|                             |                      | その他の場合             | 10, 470                             | 13, 610             | 16, 760                |
|                             | 入場料等<br>を徴収す<br>る場合  | スポーツのために使<br>用する場合 | 15, 710                             | 20, 950             | 26, 190                |
|                             |                      | その他の場合             | 31, 420                             | 41, 900             | 52, 380                |
|                             | 営利又は宣伝を目的とする場合       |                    | 62, 850                             | 83, 800             | 104, 760               |
|                             | メインアリーナ照明            |                    | 1 時間（1 時間未満は、1 時間とする。）当たり<br>1, 040 |                     |                        |

|        |                   |                |                                    |        |        |
|--------|-------------------|----------------|------------------------------------|--------|--------|
|        | メインアリーナ冷暖房設備      | 全面             | 1 時間（1 時間未満は、1 時間とする。）当たり<br>4,400 |        |        |
|        |                   | 2 分の 1 使用      | 1 時間（1 時間未満は、1 時間とする。）当たり<br>2,200 |        |        |
|        | 一般公開<br>日における個人使用 | 中学生以下          | 100                                | 100    | 100    |
|        |                   | 高校生以上・一般       | 310                                | 310    | 310    |
| サブアリーナ | 入場料等を徴収しない場合      | スポーツのために使用する場合 | 2,610                              | 3,450  | 4,190  |
|        |                   | その他の場合         | 5,230                              | 6,800  | 8,380  |
|        | 入場料等を徴収する場合       | スポーツのために使用する場合 | 7,850                              | 10,470 | 13,090 |
|        |                   | その他の場合         | 15,710                             | 20,950 | 26,190 |
|        | 営利又は宣伝を目的とする場合    |                | 31,420                             | 41,900 | 52,380 |
|        | サブアリーナ照明          |                | 1 時間（1 時間未満は、1 時間とする。）当たり<br>620   |        |        |
|        | サブアリーナ冷暖房設備       | 全面             | 1 時間（1 時間未満は、1 時間とする。）当たり<br>1,800 |        |        |
|        |                   | 2 分の 1 使用      | 1 時間（1 時間未満は、1 時間とする。）当たり<br>900   |        |        |
|        | 一般公開<br>日における個人使用 | 中学生以下          | 100                                | 100    | 100    |
|        |                   | 高校生以上・一般       | 310                                | 310    | 310    |
| シャワー室  | 入場料等を徴収しない場合      |                | 1 人 1 回につき 100                     |        |        |
|        | 入場料等を徴収する場合       |                | 1 人 1 回につき 200                     |        |        |
| トレ     | 個人使用              | 中学生            | 1 回につき 100                         |        |        |

|                                                                                                                                                                                                                                                                          |                      |                    |                        |       |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|--------------------|------------------------|-------|
| 一ニ<br>ング<br>ルー<br>ム                                                                                                                                                                                                                                                      |                      |                    | 回数券（6回）                | 520   |
|                                                                                                                                                                                                                                                                          |                      | 高校生以上・一般           | 1回につき                  | 310   |
|                                                                                                                                                                                                                                                                          |                      |                    | 回数券（6回）                | 1,570 |
|                                                                                                                                                                                                                                                                          | 会員使用                 | 中学生                | 1箇月                    | 1,040 |
| 高校生以上・一般                                                                                                                                                                                                                                                                 |                      | 1箇月                | 3,140                  |       |
| 会議<br>室<br>（1<br>室に<br>つ<br>き）                                                                                                                                                                                                                                           | 入場料等<br>を徴収し<br>ない場合 | スポーツのために使<br>用する場合 | 1時間（1時間未満は、1時間とする。）当たり | 520   |
|                                                                                                                                                                                                                                                                          |                      | その他の場合             | 1時間（1時間未満は、1時間とする。）当たり | 1,570 |
|                                                                                                                                                                                                                                                                          | 入場料等<br>を徴収す<br>る場合  | スポーツのために使<br>用する場合 | 1時間（1時間未満は、1時間とする。）当たり | 1,570 |
|                                                                                                                                                                                                                                                                          |                      | その他の場合             | 1時間（1時間未満は、1時間とする。）当たり | 4,710 |
| 役員<br>室及<br>び控<br>室                                                                                                                                                                                                                                                      | 入場料等<br>を徴収し<br>ない場合 | スポーツのために使<br>用する場合 | 1時間（1時間未満は、1時間とする。）当たり | 310   |
|                                                                                                                                                                                                                                                                          |                      | その他の場合             | 1時間（1時間未満は、1時間とする。）当たり | 940   |
|                                                                                                                                                                                                                                                                          | 入場料等<br>を徴収す<br>る場合  | スポーツのために使<br>用する場合 | 1時間（1時間未満は、1時間とする。）当たり | 940   |
|                                                                                                                                                                                                                                                                          |                      | その他の場合             | 1時間（1時間未満は、1時間とする。）当たり | 2,820 |
| 〔備考〕                                                                                                                                                                                                                                                                     |                      |                    |                        |       |
| 1 次の各号の一つに該当する場合は2分の1、二つに該当する場合は4分の1、全てに該当する場合は8分の1をそれぞれ当該利用料金に乗じた額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を各々の場合の利用料金とする（メインアリーナ冷暖房設備及びサブアリーナ冷暖房設備並びに一般公開日における個人使用の場合を除く。）。<br>（1） メインアリーナ又はサブアリーナの使用面積がその床面積の2分の1（中央で区分する。）以下のとき。<br>（2） 使用時間が定められた時間区分の2分の1（午前10時30分、午後3時又は午後7時 |                      |                    |                        |       |

45分を基準時間として区分する。)以下のとき。

(3) 使用の準備のために使用するとき。

2 定められた時間区分を延長し、又は繰り上げて使用した場合の利用料金は、当該時間区分に係る利用料金に、時間区分②の利用料金の4分の1の額にその延長し、又は繰り上げて使用した時間(1時間未満は、1時間とする。)を乗じて得た額(10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を加算する(一般公開日における個人使用の場合を除く。)。ただし、時間区分①、②、③の2区分又は3区分を連続して使用することとなる場合は、次項の規定による。

3 時間区分①、②、③の2区分又は3区分を連続して使用する場合の利用料金は、使用した各時間区分に係る利用料金の合計額とする。

4 入場料等を徴収する場合とは、入場料、観覧料、寄附、入場券、招待券、優待券、整理券、会員券、資金募集等名目のいかんを問わず、入場について直接又は間接に金銭の支出を必要とする場合をいう。

5 冷暖房時の会議室並びに役員室及び控室の利用料金については、当該施設利用料金の10分の3の額(10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を加算する。

6 一般公開日における個人使用の場合のメインアリーナ照明及びメインアリーナ冷暖房設備並びにサブアリーナ照明及びサブアリーナ冷暖房設備の利用料金は、無料とする。

7 市外の者が使用する場合の利用料金は、この表に定める利用料金の2倍の額とする(メインアリーナ冷暖房設備及びサブアリーナ冷暖房設備を除く。))。

#### 別表第34 (第24条関係)

##### 津市安濃中央総合公園内体育館設備器具の利用料金

単位 円

| 名称              | 区分  | 利用料金                          |                              |             |
|-----------------|-----|-------------------------------|------------------------------|-------------|
|                 |     | 入場料等を徴収しない場合で営利又は宣伝を目的としないとき。 | 入場料等を徴収しない場合で営利又は宣伝を目的とするとき。 | 入場料等を徴収する場合 |
| 放送設備<br>(メインアリー | 1 式 | 1,570                         | 4,710                        | 7,850       |

|                                                                                                                                                       |     |     |        |        |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-----|--------|--------|
| ナ、サブアリーナ)                                                                                                                                             |     |     |        |        |
| 電源コンセント                                                                                                                                               | 1 口 | 100 | 310    | 520    |
| フローアシート                                                                                                                                               | 1 枚 | 100 | 310    | 520    |
| バスケットゴール                                                                                                                                              | 1 対 | 520 | 1, 570 | 2, 610 |
| 音響設備（会議室）                                                                                                                                             | 1 式 | 520 | 1, 570 | 2, 610 |
| いす・机                                                                                                                                                  | 1 脚 | 30  | 90     | 150    |
| 〔備考〕<br>1 入場料等を徴収する場合とは、入場料、観覧料、寄附、入場券、招待券、優待券、整理券、会員券、資金募集等名目のいかんを問わず、入場について直接又は間接に金銭の支出を必要とする場合をいう。<br>2 市外の者が体育館を使用する場合の利用料金は、この表に定める利用料金の2倍の額とする。 |     |     |        |        |

#### 別表第35 削除

#### 別表第36（第24条関係）

津市古道公園内テニスコートの施設及び設備器具、津市古河公園内テニスコートの施設並びに津市民テニスコートの施設及び設備器具の利用料金

単位 円

| 使用区分        |    |        |      |    |          | 利用料金        |     | 超過利用料金           |     |
|-------------|----|--------|------|----|----------|-------------|-----|------------------|-----|
| 古道公園内テニスコート | 施設 | テニスコート | 個人使用 | 昼間 | 中学生以下    | 2 時間以内      | 100 | 1 時間（1 時間未満      | 50  |
|             |    |        |      |    | 高校生以上・一般 | 2 時間以内      | 200 | は、1 時間とする。）増すごとに | 100 |
|             |    |        |      | 夜間 | 中学生以下    | 1 時間（1 時間未満 | 150 |                  |     |



|     |  |            |                                       |                                       |                            |     |  |
|-----|--|------------|---------------------------------------|---------------------------------------|----------------------------|-----|--|
|     |  |            |                                       |                                       | は、1 時間とする。) 当たり            |     |  |
|     |  |            |                                       | 高校生以上・一般                              | 1 時間（1 時間未満は、1 時間とする。) 当たり | 200 |  |
|     |  |            |                                       |                                       |                            |     |  |
|     |  | 専用使用       |                                       | 1 面に<br>つき 1 時間（1 時間未満は、1 時間とする。) 当たり | 410                        |     |  |
|     |  | 夜間照明       | 1 面に<br>つき 1 時間（1 時間未満は、1 時間とする。) 当たり | 410                                   |                            |     |  |
| 会議室 |  | 午前 9 時から正午 |                                       | 310                                   |                            |     |  |

|             |          |      |                                |     |        |  |
|-------------|----------|------|--------------------------------|-----|--------|--|
|             |          |      | まで                             |     |        |  |
|             |          |      | 午後 1 時から午後 5 時まで               | 410 |        |  |
|             |          |      | 午前 9 時から午後 5 時まで               | 730 |        |  |
|             |          |      | 午後 6 時から午後 9 時まで               | 410 |        |  |
|             | 設備<br>器具 | 音響装置 | 午前 9 時から正午まで                   | 1 式 | 520    |  |
|             |          |      | 午後 1 時から午後 5 時まで               | 1 式 | 620    |  |
|             |          |      | 午前 9 時から午後 5 時まで               | 1 式 | 1, 150 |  |
|             | コインロッカー  |      | 1 個 1 回につき                     | 10  |        |  |
| 古河公園内テニスコート | 専用使用     |      | 1 面につき 1 時間 (1 時間未満は、1 時間とする。) | 260 |        |  |

|                   |    |            |          |    |              | 当たり                                                 |                                              |                                          |     |
|-------------------|----|------------|----------|----|--------------|-----------------------------------------------------|----------------------------------------------|------------------------------------------|-----|
| 津市民<br>テニス<br>コート | 施設 | テニス<br>コート | 個人使<br>用 | 昼間 | 中学生以<br>下    | 2 時間<br>以内                                          | 120                                          | 1 時間<br>( 1 時                            | 60  |
|                   |    |            |          |    | 高校生以<br>上・一般 | 2 時間<br>以内                                          | 240                                          | 間未満<br>は、1 時<br>間とす<br>る。) 増<br>すごと<br>に | 120 |
|                   |    |            |          | 夜間 | 中学生以<br>下    | 1 時間<br>( 1 時<br>間未満<br>は、1 時<br>間と<br>する。) 当<br>たり | 100                                          |                                          |     |
|                   |    |            |          |    | 高校生以<br>上・一般 | 1 時間<br>( 1 時<br>間未満<br>は、1 時<br>間と<br>する。) 当<br>たり | 160                                          |                                          |     |
|                   |    |            | 専用使用     |    |              |                                                     | 1 面に<br>つき 1<br>時間 ( 1<br>時間未<br>満は、1<br>時間と | 480                                      |     |

|  |  |       |                         |                                                            |        |  |
|--|--|-------|-------------------------|------------------------------------------------------------|--------|--|
|  |  |       |                         | する。)<br>当たり                                                |        |  |
|  |  |       | 夜間照明                    | 1 面に<br>つき 1<br>時間 (1<br>時間未<br>満は、1<br>時間と<br>する。)<br>当たり | 140    |  |
|  |  | 会議室 1 | 午前 9 時<br>から正午<br>まで    |                                                            | 830    |  |
|  |  |       | 午後 1 時<br>から午後<br>5 時まで |                                                            | 1, 100 |  |
|  |  |       | 午前 9 時<br>から午後<br>5 時まで |                                                            | 1, 930 |  |
|  |  |       | 午後 6 時<br>から午後<br>9 時まで |                                                            | 1, 240 |  |
|  |  | 会議室 2 | 午前 9 時<br>から正午<br>まで    |                                                            | 960    |  |
|  |  |       | 午後 1 時<br>から午後<br>5 時まで |                                                            | 1, 280 |  |
|  |  |       | 午前 9 時                  |                                                            | 2, 240 |  |

|  |          |                         |                      |       |       |  |
|--|----------|-------------------------|----------------------|-------|-------|--|
|  |          |                         | から午後<br>5時まで         |       |       |  |
|  |          |                         | 午後6時<br>から午後<br>9時まで | 1,440 |       |  |
|  |          | 会議室3                    | 午前9時<br>から正午<br>まで   | 670   |       |  |
|  |          |                         | 午後1時<br>から午後<br>5時まで | 890   |       |  |
|  |          |                         | 午前9時<br>から午後<br>5時まで | 1,560 |       |  |
|  |          |                         | 午後6時<br>から午後<br>9時まで | 1,000 |       |  |
|  | 設備<br>器具 | 音響装置・映写装置（モニ<br>ターを含む。） | 午前9時<br>から正午<br>まで   | 1式    | 520   |  |
|  |          |                         | 午後1時<br>から午後<br>5時まで | 1式    | 620   |  |
|  |          |                         | 午前9時<br>から午後<br>5時まで | 1式    | 1,150 |  |
|  |          | シャワー                    | 1人1回につき              |       | 100   |  |

〔備考〕

1 個人使用における昼間とは、4月1日から8月31日までの間にあっては午前9時から午

後 5 時 30 分まで、9 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの間にあっては午前 9 時から午後 4 時 30 分までをいう。

2 個人使用における夜間とは、4 月 1 日から 8 月 31 日までの間にあっては午後 6 時から午後 9 時まで、9 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの間にあっては午後 5 時から午後 9 時までをいう。

3 会議室の冷暖房時の利用料金については、当該会議室の利用料金の 10 分の 3 の額（10 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を加算する。

4 市外の者が使用する場合の利用料金は、この表に定める利用料金の 2 倍の額とする。

#### 別表第 37 削除

#### 別表第 38（第 24 条関係）

##### 津市安濃中央総合公園内テニスコート施設の利用料金

単位 円

| 使用区分                                             |      | 利用料金                             |     |
|--------------------------------------------------|------|----------------------------------|-----|
| テニスコート                                           |      | 1 面につき 1 時間（1 時間未満は、1 時間とする。）当たり | 410 |
|                                                  | 夜間照明 | 1 面につき 1 時間（1 時間未満は、1 時間とする。）当たり | 410 |
| 〔備考〕<br>市外の者が使用する場合の利用料金は、この表に定める利用料金の 2 倍の額とする。 |      |                                  |     |

#### 別表第 39（第 24 条関係）

##### 津球場公園内野球場の施設及び設備器具の利用料金

単位 円

| 使用区分 |     |              | 利用料金                      |        |
|------|-----|--------------|---------------------------|--------|
| 施設   | 野球場 | 入場料等を徴収しない場合 | 1 時間（1 時間未満は、1 時間とする。）当たり | 2,090  |
|      |     | 入場料等を徴収する場合  | アマチュアスポーツのため使用する場合        | 4,190  |
|      |     |              | その他の場合                    | 12,570 |

|                                                                                                                      |        |             |                            |                         |        |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|-------------|----------------------------|-------------------------|--------|
|                                                                                                                      |        |             |                            | 時間とする。) 当たり             |        |
|                                                                                                                      |        | 夜間照明        | 半灯                         | 30分（30分未満は、30分とする。） 当たり | 2, 090 |
|                                                                                                                      |        |             | 全灯                         | 30分（30分未満は、30分とする。） 当たり | 3, 140 |
| 設備<br>器具                                                                                                             | スコアボード | 操作盤による使用の場合 |                            | 一式                      | 2, 090 |
|                                                                                                                      |        | 送信機による使用の場合 |                            | 一式                      | 1, 040 |
|                                                                                                                      | 放送設備   |             | 一式                         | 1, 040                  |        |
|                                                                                                                      | 冷暖房    |             | 1 時間（1 時間未満は、1 時間とする。） 当たり | 520                     |        |
|                                                                                                                      | シャワー   |             | 1 人 1 回につき                 | 100                     |        |
| 〔備考〕                                                                                                                 |        |             |                            |                         |        |
| 1 入場料等を徴収する場合とは、入場料、観覧料、寄附、入場券、招待券、優待券、整理券、会員券、資金募集等名目のいかんを問わず、入場について直接又は間接に金銭の支出を必要とする場合をいう。                        |        |             |                            |                         |        |
| 2 市外の者が使用する場合の利用料金は、この表に定める利用料金の 2 倍の額とする。                                                                           |        |             |                            |                         |        |
| 3 平日の午前 9 時から午後 5 時までの間に入場料等を徴収しないで野球場を使用する場合の利用料金は、1 時間（1 時間未満は、1 時間とする。） 当たり1, 040円（市外の者が使用する場合にあっては、2, 090円） とする。 |        |             |                            |                         |        |

**別表第39の2 (第24条関係)**

津球場公園内野球場駐車場の利用料金

| 使用区分                                                        |                   | 利用料金         |                                                                 |
|-------------------------------------------------------------|-------------------|--------------|-----------------------------------------------------------------|
| 駐車場                                                         | 午前 7 時から午後 10 時まで | 30分まで        | 100円                                                            |
|                                                             |                   | 30分を超え15時間まで | 100円に30分を超えた部分について30分までごとに50円を加算した額（その額が1, 000円を超えるときは、1, 000円） |
| 〔備考〕<br>使用区分欄に掲げる時間以外の時間を含む使用に係る利用料金については、その前後の使用を区分して算出する。 |                   |              |                                                                 |

別表第40（第24条関係）

津市北部運動広場、津市西部運動広場、津市乙部公園内運動広場、津市南部緑地公園内運動広場の施設の利用料金

単位 円

| 使用区分                                        | 利用料金           |        | 超過利用料金                      |        |
|---------------------------------------------|----------------|--------|-----------------------------|--------|
| 津市北部運動広場                                    | 2 時間以内         | 1, 040 | 1 時間（1 時間未満は、1 時間とする。）増すごとに | 520    |
|                                             | 夜間照明<br>1 時間以内 | 4, 190 | 30 分（30 分未満は、30 分とする。）増すごとに | 2, 090 |
| 津市西部運動広場                                    | 2 時間以内         | 620    | 1 時間（1 時間未満は、1 時間とする。）増すごとに | 310    |
| 津市乙部公園内運動広場                                 | 2 時間以内         | 620    |                             | 310    |
| 津市南部緑地公園内運動広場                               | 2 時間以内         | 830    |                             | 410    |
| 〔備考〕<br>市外の者が使用する場合は、この表に定める利用料金の 2 倍の額とする。 |                |        |                             |        |

別表第41（第24条関係）

津市安濃中央総合公園内野球場の施設及び設備器具の利用料金

単位 円

| 使用区分 |     |              |                     | 利用料金                      |                        |
|------|-----|--------------|---------------------|---------------------------|------------------------|
| 施設   | 野球場 | 入場料等を徴収しない場合 |                     | 1 時間（1 時間未満は、1 時間とする。）当たり | 2, 090                 |
|      |     | 入場料等を徴収する場合  | アマチュアスポーツのために使用する場合 | 1 時間（1 時間未満は、1 時間とする。）当たり | 4, 190                 |
|      |     |              | その他の場合              | 1 時間（1 時間未満は、1 時間とする。）当たり | 12, 570                |
|      |     |              | 夜間照明                | 半灯                        | 30分（30分未満は、30分とする。）当たり |



|                                                                                                           |      |  |    |                        |       |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|--|----|------------------------|-------|
|                                                                                                           |      |  | 全灯 | 30分（30分未満は、30分とする。）当たり | 3,140 |
| 設備<br>器具                                                                                                  | 放送設備 |  |    | 一式                     | 1,040 |
|                                                                                                           | 冷暖房  |  |    | 1時間（1時間未満は、1時間とする。）当たり | 520   |
|                                                                                                           | シャワー |  |    | 1人1回につき                | 100   |
| 〔備考〕                                                                                                      |      |  |    |                        |       |
| 1 入場料等を徴収する場合とは、入場料、観覧料、寄附、入場券、招待券、優待券、整理券、会員券、資金募集等名目のいかんを問わず、入場について直接又は間接に金銭の支出を必要とする場合をいう。             |      |  |    |                        |       |
| 2 市外の者が使用する場合の利用料金は、この表に定める利用料金の2倍の額とする。                                                                  |      |  |    |                        |       |
| 3 平日の午前9時から午後5時までの間に入場料等を徴収しないで野球場を使用する場合の利用料金は、1時間（1時間未満は、1時間とする。）当たり1,040円（市外の者が使用する場合にあっては、2,090円）とする。 |      |  |    |                        |       |

**別表第42（第24条関係）**

津市安濃中央総合公園内多目的グラウンド施設の利用料金

単位 円

| 使用区分                                                      | 利用料金                   |       |
|-----------------------------------------------------------|------------------------|-------|
| 多目的グラウンド                                                  | 1時間（1時間未満は、1時間とする。）当たり | 1,040 |
| <p>〔備考〕</p> <p>市外の者が使用する場合の利用料金は、この表に定める利用料金の2倍の額とする。</p> |                        |       |

**別表第43（第24条関係）**

津市安濃グラウンド施設の利用料金

単位 円

| 使用区分      | 利用料金  |       | 超過利用料金                       |
|-----------|-------|-------|------------------------------|
| 津市安濃グラウンド | 2時間以内 | 620   | 1時間（1時間未満は、1時間とする。）増すごとに 310 |
|           | 夜間照明  | 4,190 | 30分（30分未満は、30分とする。）当たり 2,090 |

|                                                  |        |  |           |  |
|--------------------------------------------------|--------|--|-----------|--|
|                                                  | 1 時間以内 |  | る。) 増すごとに |  |
| 〔備考〕<br>市外の者が使用する場合の利用料金は、この表に定める利用料金の 2 倍の額とする。 |        |  |           |  |

**別表第44**（第24条関係）

津市安濃中央総合公園内フットサルコート施設の利用料金

単位 円

| 使用区分                                             | 利用料金                      |                           | 超過利用料金                       |
|--------------------------------------------------|---------------------------|---------------------------|------------------------------|
| フットサルコート                                         | 1 時間（1 時間未満は、1 時間とする。）当たり |                           | 30分（30分未満は、30分とする。）増すごとに 780 |
|                                                  | 夜間照明                      | 1 時間（1 時間未満は、1 時間とする。）当たり | 30分（30分未満は、30分とする。）増すごとに 150 |
| 〔備考〕<br>市外の者が使用する場合の利用料金は、この表に定める利用料金の 2 倍の額とする。 |                           |                           |                              |

**別表第45**（第24条関係）

津市海浜公園内陸上競技場の施設及び設備器具の利用料金

単位 円

| 使用区分 |       |      | 利用料金          |                                 |
|------|-------|------|---------------|---------------------------------|
| 施設   | 陸上競技場 | 個人使用 | 中学生以下         | 1 人 1 回（3 時間以内）につき 100          |
|      |       |      | 高校生以上・一般      | 1 人 1 回（3 時間以内）につき 200          |
|      |       |      | 回数券<br>（12回券） | 中学生以下 1,000                     |
|      |       |      | 高校生以上・一般      | 2,000                           |
|      |       | 専用使用 | 入場料等を徴収しない場合  | 1 時間（1 時間未満は、1 時間とする。）当たり 2,000 |

|                                                                                                                                                                                                       |          |           |             |                               |        |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|-----------|-------------|-------------------------------|--------|
|                                                                                                                                                                                                       |          |           | 入場料等を徴収する場合 | 1 時間（1 時間未満は、1 時間とする。）<br>当たり | 4, 000 |
|                                                                                                                                                                                                       | 管理棟      | 大会議室      |             | 1 時間（1 時間未満は、1 時間とする。）<br>当たり | 1, 200 |
|                                                                                                                                                                                                       |          | 小会議室      |             | 1 時間（1 時間未満は、1 時間とする。）<br>当たり | 420    |
|                                                                                                                                                                                                       | メインスタンド棟 | 本部室       |             | 1 時間（1 時間未満は、1 時間とする。）<br>当たり | 420    |
|                                                                                                                                                                                                       |          | 多目的室（1・2） |             | 1 時間（1 時間未満は、1 時間とする。）<br>当たり | 330    |
|                                                                                                                                                                                                       | 電子写真判定棟  | 記録室       |             | 1 時間（1 時間未満は、1 時間とする。）<br>当たり | 310    |
| 設備器具                                                                                                                                                                                                  | 放送設備     |           |             | 1 式 1 回につき                    | 1, 150 |
|                                                                                                                                                                                                       | 夜間照明     |           |             | 1 時間（1 時間未満は、1 時間とする。）<br>当たり | 700    |
| <p>〔備考〕</p> <p>1 入場料等を徴収する場合とは、入場料、観覧料、寄附、入場券、招待券、優待券、整理券、会員券、資金募集等名目のいかんを問わず、入場について直接又は間接に金銭の支出を必要とする場合をいう。</p> <p>2 個人使用の場合の夜間照明の利用料金は、無料とする。</p> <p>3 市外の者が使用する場合の利用料金は、この表に定める利用料金の 2 倍の額とする。</p> |          |           |             |                               |        |

## 別表第46 削除

## 別表第47 (第24条関係)

## 津市三重武道館弓道遠的場の施設及び設備器具の利用料金

単位 円

| 時間区分         |                       |                                   |                |                | ①                                    | ②                    | ③                    |
|--------------|-----------------------|-----------------------------------|----------------|----------------|--------------------------------------|----------------------|----------------------|
| 使用区分         |                       |                                   |                |                | 午前 9 時から正<br>午まで                     | 午後 1 時から午<br>後 5 時まで | 午後 6 時から午<br>後 9 時まで |
| 施設           | 弓<br>道<br>遠<br>的<br>場 | 専用使用                              |                |                | 3, 140                               | 4, 190               | 3, 140               |
|              |                       | 一般公<br>開日<br>に<br>おける<br>個人使<br>用 | 小学生以上<br>高校生以下 |                | 100                                  | 100                  | 100                  |
|              |                       |                                   | 一般             |                | 200                                  | 200                  | 200                  |
|              |                       |                                   | 回数券<br>(12回)   | 小学生以上<br>高校生以下 | 1, 040                               | 1, 040               | 1, 040               |
|              |                       |                                   |                | 一般             | 2, 090                               | 2, 090               | 2, 090               |
|              |                       |                                   |                |                |                                      |                      |                      |
| 設備<br><br>器具 | 照明設備                  |                                   |                |                | 1 時間（1 時間未満は、1 時間とする。）当たり<br><br>200 |                      |                      |
|              | 電源コンセント               |                                   | 1 口            | 100            | 100                                  | 100                  |                      |

## 〔備考〕

1 次の各号の一つに該当する場合は 2 分の 1、二つに該当する場合は 4 分の 1、全てに該当する場合は 8 分の 1 をそれぞれ施設の利用料金に乗じて得た額（10 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を各々の場合の施設の利用料金とする（一般公開日における個人使用の場合を除く。）。

（1） 弓道遠的場の使用面積がその床面積の 2 分の 1（中央で区分する。）以下のとき。

（2） 使用時間が定められた時間区分の 2 分の 1（午前 10 時 30 分、午後 3 時又は午後 7 時 30 分を基準時間として区分する。以下同じ。）以下のとき。

（3） 使用の準備のために使用するとき。

2 使用時間が定められた時間区分の 2 分の 1 以下の場合の電源コンセントの利用料金は、当該時間区分に係る利用料金に 2 分の 1 を乗じて得た額（10 円未満の端数があるときは、

その端数金額を切り捨てた額) とする。

- 3 定められた時間区分を延長し、又は繰り上げて使用した場合の利用料金は、当該時間区分に係る利用料金に、時間区分②の利用料金の4分の1の額にその延長し、又は繰り上げて使用した時間（1時間未満は、1時間とする。）を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を加算する（一般公開日における個人使用の場合を除く。）。ただし、時間区分①、②、③の2区分又は3区分を連続して使用することとなる場合は、次項の規定による。
- 4 時間区分①、②、③の2区分又は3区分を連続して使用する場合は、使用した各時間区分に係る利用料金の合計額とする。
- 5 一般公開日における個人使用の場合の照明設備の利用料金は、無料とする。